

## 刑事実務

### 第1 設問1

#### 1 小問(1)

ドラッグストアのカードは、ドラッグストアに確認するとカード所有者の氏名が判明する可能性が高い。

カード所有者がVであればそのカードは本件の被害品の一部であるといえる。

そして、犯行と間近い時点で被害品を所持していた者は合理的な弁解なき限り犯人と推認される(近接所持の法理)。

したがって、Aを犯人と推認しうるため、Pは①の指示を行った。

#### 2 小問(2)

##### (1) Aが被害品を所持していた事実が重要であると考えた理由

ア 上述した近接所持の法理より、上記事実はAを犯人と推認しうる事実であるから、重要である。

イ 被害者Vの被害品は、水色のリュックサック、茶色の2つ折り財布、22万9500円、ドラッグストアのカードの4点である。

そして、事件当日、これら4点ともAが所持しており、Vはこれらを自分のものであるとしている。

したがって、これらAが所持していた上記4点は被害品である。

ウ したがって、近接所持の法理により、Aの合理的な弁解なき限りAが犯人と推認できる。

##### (2) その事実のみでは不十分だと考えた理由

ア Aが本件以外で被害品を入手した可能性を排除する必要がある。

Aは、被害品をX駅前のごみ箱で拾った旨、弁解して、本件の犯人であることを否認している。

しかし、X駅付近の防犯カメラには水色リュックサックは映っていない。

もっとも、ごみ箱自体をカメラが映しているわけではないため、Aがごみ箱からリュックサックを拾ったのかは定かではない。

イ また、事件当日に被害者Vは、面通し手続きにおいて、Aは犯人と同一人物と思われるが、マスクをしていたため確かではない、と述べている。よって、一定程度、Aが犯人と推認できるが確かではない。

ウ また、Vの供述とAの特徴は身長、細身、年齢の点で一致するため、Aが犯人と一定程度は推認できる。

エ 以上より、(1)のみでは不十分と考えた。

### 第2 設問2

#### 1 小問(1)

##### (1) 保釈(207条1項但書)について

同項但書により、被疑者段階での保釈は認められないため。

(2) 勾留理由開示(207条1項、82条1項)について

82条2項により、弁護人も同手続きができる。しかし、勾留理由開示をしても勾留の理由を知ることができるのみであり、目的であるAの早期の身体拘束からの解放につながるとは限らない。

また、否認しているAが拒否すれば、上記手続きはできない(82条3項)。

2 小問(2)

準抗告(429条1項2号)は、認められれば勾留の取消しの効果が得られるため(同項)、上記目的を達成できる。

第3 設問3

1 強盗致傷罪(刑法240条後段)の成立のためには、Aが「強盗」に当たる必要がある。そして、「強盗」といえるためには「暴行」(同236条1項)を行ったことが必要であるところ、かかる「暴行」は、客観的に反抗抑圧程度のものである必要がある。

本件では、犯人はVに対し、2度暴行を行っている。1度目は犯人が勢いよく右手を後ろへふり、結果としてVに当たったというものであり、これが客観的に反抗抑圧程度のものといえるか疑問が残る。

また、2度目は、犯人がVの胸部を両手で押したというものであるが、犯人よりもVの方が体格が大きいこともあり、客観的に反抗抑圧程度のものか疑問が残る。

したがって、Pは強盗致傷ではなく、暴行で公判請求した。

第4 設問4

1 小問(1)

①は326条1項の同意をしないというものであるから、検察官は検面調書を原則として証拠とすることができない(320条1項)。

そこで、PはVの証人尋問請求(298条1項)をすることが考えられる。

2 小問(2)

ア ⑥はAの犯人性について争っている。つまり、AはVに対し何もしていないと主張するものである。よってVにけがをさせたことも否定するものである。よって、写真は関連性がないとの主張であり、法309条1項の異議であると考えられる。

イ 裁判所は異議について決定をする必要がある(規則205条の3)。

よって、釈明権(同208条1項)を行使した上で異議について判断するものと考えられる。

以上